

同一の補助対象系統として取り扱う運行系統について

以下の系統については、利用者のニーズに応えるために、通勤・通学の時間などで運行回数及び運行経路を変更している系統となっており、令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の認定申請にあたっては同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と認められます。

そのため、主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の「1 km 以内」もしくは「10% 以内かつ 10km 以内」の運行系統ではありませんが、地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2 (1) ④イに基づき、「1 km 以内」を「2 km 以内」、「10% 以内かつ 10km 以内」を「20% 以内かつ 20km 以内」にそれぞれ読み替えて適用します。

■米沢市申請路線関係

○申請番号 13 学園都市線 (B・C・D・E)

- ・主系統 Dルート (第 4, 10, 11 便) 系統キロ程 : 14.2km

- ・同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統

Bルート (第 2, 5 便) 系統キロ程 : 12.4km → キロ程差 1.8km (12.7%)

Cルート (第 3, 7 便) 系統キロ程 : 15.8km → キロ程差 1.6km (11.3%)

Eルート (第 6, 8 便) 系統キロ程 : 16.2km → キロ程差 2.0km (14.1%)

■酒田市申請路線関係

○申請番号 6 酒田駅大学線 2

- ・主系統 日本海総合病院～高見台～酒田駅前 (復路 9 便)

系統キロ程 : 16.3km

- ・同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統 (往路 6 便、復路 7 便)

酒田駅前～日和山公園～高見台～日本海総合病院

系統キロ程 : 18.6km → キロ程差 2.3km (14.1%)

日本海総合病院～高見台～日和山公園～酒田駅前

系統キロ程 : 18.5km → キロ程差 2.2km (13.5%)

○申請番号 8 酒田駅大学線 4

- ・主系統 酒田駅前～中町～工業団地前 (往路 2 便)

系統キロ程 : 7.8km

- ・同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統

酒田駅前～中町～高見台～工業団地前 (往路 8 便)

系統キロ程 : 9.7km → キロ程差 1.9km

○申請番号 9 酒田駅大学線 5

- ・主系統 大学前～宮野浦～高見台～酒田駅前 (復路 1 便)

系統キロ程 : 11.2km

- ・同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統

工業団地前～宮野浦～高見台～酒田駅前（復路８便）

系統キロ程：13.4km → キロ程差2.2km（19.6％）

＜地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抄）＞

④ 同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア．基本的な取り扱い

１）主系統のキロ程が10km 未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1 km 以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

２）主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10％以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ．活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア．の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア．の「1 km 以内」を「2 km 以内」、「10％以内かつ10km以内」を「20％以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例措 置	運送 継続 特例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
米沢市	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	市立病院	白布・小野川	湯元駅前	往28.7km 復28.5km	364日	3473.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(2) 窪田線	市立病院	米沢駅	外の内	往9.7km 復9.5km	238日	792回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(3) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(4) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往29.9km 復27.6km	295日	1180回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	295日	590回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(7) 万世線	大日商事前	アルカディアロ	米沢駅前	往10.6km 復 km	295日	148回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(8) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(9) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(10) 学園都市線(A)	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(11) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(12) 学園都市線(F)	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー	(13) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	291日	2600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	辻自動車(株)	(14) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	291日	1300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	(株)吾妻観光タクシー	(15) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	291日	2000回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	(株)吾妻観光タクシー	(16) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	291日	900回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	(株)吾妻観光タクシー	(17) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	291日	291回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢酒類販売(株)	(18) 上郷地区乗合タクシー		上郷地区		往 km 復 km	240日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢酒類販売(株)	(19) 広井郷地区乗合タクシー		広井郷地区		往 km 復 km	240日	1900回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	辻自動車(株)	(20) 窪田地区乗合タクシー		窪田地区		往 km 復 km	240日	700回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー	(21) 上長井地区乗合タクシー		上長井地区		往 km 復 km	240日	300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
酒田市	酒田市	(1) 市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 22.0km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(2) 市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 22.3km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(3) 市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(4) 市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(5) 酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,089.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(6) 酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.6km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(7) 酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.4km 復 22.3km	363日	907.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(8) 酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(9) 酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(10) 酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	酒田合同自動車(株) 酒田第一タクシー(株) 港タクシー(株) 松山観光タクシー(有) 株観光タクシー	(12) 新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(15) 本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②(1)	砂越駅でJR羽越本線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。